

けんぽっぽ

Vol.115

2022年9月発行号

リクルート健康保険組合

<http://kempo.recruit.co.jp>



▶2021年度決算のご報告

2022年7月8日に行われた「組合会」で決算が承認されておりますので、ご報告いたします。

▶2022年度 健康チェックのご案内

対象の方には7月中旬にご案内をお送りしておりますが、あらためて2022年度の人間ドック・ファミリー健診・単独がん健診（婦人科）についてお知らせいたします。

▶けんぽっぽインフォメーション

健保からのお知らせと、リクルート健保が行っているサポート内容と法改正についてご案内いたします。

2021年度 決算のご報告

日頃よりリクルート健康保険組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。
2022年7月8日に行われました第106回組合会にて、2021年度の一般勘定（健康保険）、介護勘定（介護保険）の収支決算が承認されましたので、ご報告いたします。

一般勘定（健康保険）について

- 2021年度は、約24.65億円の黒字でした。
2021年度の単年度収支は、
収入：約251.22億円 支出：約226.57億円
となり、約24.65億円の黒字決算となりました。

〈収入について〉

健康保険料収入

2021年度のリクルート健保は、保険料率：8.00%を維持しての運営を行いました。

リクルート健保の被保険者数は、75,762人となり、対前年度+70人（前年度比100.1%）とほぼ横ばいで推移しましたが、一人あたり報酬が増加し、保険料収入は248.72億円となり、対前年度+8.21億円（前年度比：103.4%）と増加しました。

〈支出について〉

保険給付費

保険給付費は、（加入者1人あたりの保険給付費）×（加入者数）となります。加入者1人あたりの保険給付費は、昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大での医療機関への受診控えがありましたが、2021年度はその反動影響などにより141,413円となり、対前年度+12,868円（前年度比110.0%）と増加しました。また加入者数も89,119人となり、対前年度+245人（前年度比100.3%）と増加しました。

その結果、保険給付費は126.03億円となり、対前年度+11.78億円（前年度比110.3%）と増加しました。

納付金

納付金は65歳以上の高齢者医療を支えるための拠出金で、各健保の加入者数や総報酬額などを元に、国が定める計算式によって決まります。2021年度の納付金は過去の納付金の減算影響もあり86.86億円となり、対前年度▲20.49億円（前年度比80.9%）と大きく減少しましたが、高齢者人口シェアがさらに高まる中で、今後は納付金負担額は大きく増え続けることが想定されます。

保健事業費

疾病の早期発見を目的とする人間ドックなどの健診補助や、法律で定められた40歳以上の特定健診・特定保健指導を中心に実施しておりますが、2021年度は7.51億円を支出しました。

介護保険の決算報告

- 2021年度は、約3.75億円の黒字でした。
2021年度の単年度収支は、
収入：約27.11億円 支出：約23.36億円
となり、約3.75億円の黒字決算となりました。

〈収入について〉

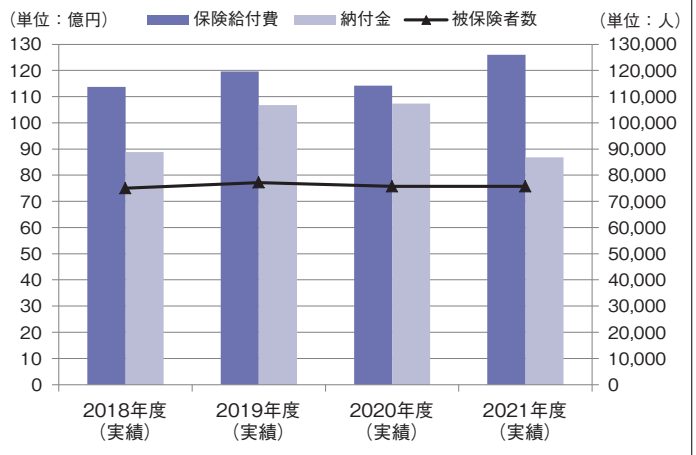
介護保険料収入

介護保険の徴収対象者は34,896人となり、対前年度+566人（前年度比101.6%）と増加しました。介護保険料率の改定もあり、保険料収入は27.11億円となり、対前年度+2.76億円（前年度比111.3%）と増加しました。

■一般勘定

(単位:千円)

項目	内容	2020年度	2021年度	前年比
健康保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	24,051,172	24,871,977	103.4%
別途積立金繰入	健保が保有する積立金からの繰入	0	0	-
その他収入	その他の収入	365,045	250,426	68.6%
収入合計		24,416,218	25,122,403	102.9%
保険給付費	医療費の健保負担分や一時金・手当金などの給付	11,424,255	12,602,565	110.3%
納付金	高齢者医療制度などに対する納付金、拠出金	10,735,423	8,686,057	80.9%
保健事業費	人間ドック、家族向け健診、など疾病予防・健康増進への事業費	719,276	751,116	104.4%
財政調整事業拠出金	健保間での財政調整用の拠出金	420,854	416,420	98.9%
その他支出	健保の運営費・その他の支出	194,612	201,183	103.4%
支出合計		23,494,420	22,657,341	96.4%
収支（上記収入－支出）		921,798	2,465,062	
単年度収支（積立金繰入を除いた収入－支出）		921,798	2,465,062	



■介護勘定

(単位:千円)

項目	内容	2020年度	2021年度	前年比
介護保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	2,435,153	2,710,770	111.3%
繰入金	前年度の決算残金や準備金からの繰入	100,000	0	0.0%
その他収入	補助金などその他の収入	4	6	123.8%
収入合計		2,535,158	2,710,776	106.9%
介護納付金	国の介護事業実向け納付金	2,427,663	2,336,037	96.2%
その他支出	その他の支出	81	238	293.0%
支出合計		2,427,744	2,336,275	96.2%
収支（上記収入－支出）		107,414	374,501	
単年度収支（積立金繰入を除いた収入－支出）		7,414	374,501	

〈支出について〉

介護納付金

介護納付金は、各健保の介護保険徴収対象者の総報酬額を元に、国が定める計算式によって決まります。2021年度の介護納付金は、23.36億円となり、対前年度▲0.92億円（前年度比96.2%）と減少しました。

2022年度 健康チェックのご紹介

リクルート健保では、各種健康チェックサービスを行っております。

2022年度の間人ドック・ファミリー健診・単独がん健診（婦人科）の対象となる方には、例年通り7月中旬にご案内をご自宅宛にお送りしておりますが、あらためてお知らせいたします。

種類	人間ドック	ファミリー健診	単独がん健診（婦人科）
受診資格	2022年4月1日時点でリクルート健康保険組合に加入し、受診日まで継続的に加入している方 ※任意継続保険に加入された方は「継続的」に該当します。		
対象者	2023年3月31日時点で 40歳以上の方	2023年3月31日時点で 19歳以上の被扶養者（家族） 任意継続被保険者（本人）	2023年3月31日時点で 19歳以上の在職中の女性の 被保険者
受診期間	2022年8月1日（月）～2023年2月28日（火） （予約期間は2022年7月13日（水）～2023年2月3日（金））		
自己負担額	10,000円 （一部の健診機関は20,000円）	無 料	
	※受診資格に該当せず受診した場合、全額自己負担となります。後日費用を請求しますので、お気を付けください。		
予約方法	(株)イーウェルの「KENPOS」サイトから予約申し込み ※詳しい健診予約方法は7月中旬に郵送している案内書、または健保のHPでご確認ください。		

検査内容等、詳細はリクルート健保のホームページでもご紹介しています。

(健康サポート → 健康チェック) にてご確認ください。

「けんぽっぼ net」

けんぽっぼ 検索

<http://kempo.recruit.co.jp>



健診を先延ばしにいませんか？ 年に一度は健診受診！

公益財団法人日本対がん協会の調査によると、2021年に実施した5つのがん検診（肺、胃、大腸、乳、子宮頸）の受診者数は、コロナ流行前の2019年を10.3%下回り、コロナ禍の影響が続いていることがわかりました。2人に1人はかかると言われている“がん”も、早期がんでは無症状であることがほとんどです。“がん”以外でも自覚症状が現れにくい病気も少なくありません。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。**年に一度は健診を受診して、自分のからだの状態を知ることが大切です！**



40歳以上のみなさまには 「特定保健指導」

《特定保健指導とは》

特定健診（会社の定期健康診断や人間ドック、ファミリー健診）を受診した結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に、**無料**で受けられる生活改善指導プログラムをご案内します。対象の方には、ご案内書類はご自宅宛に簡易書留で送られますので、必ずご確認ください。**特定保健指導は生活習慣を見直す絶好のチャンス！ ご案内が来たら、是非プログラムにご参加ください！**

《特定健診》

在職中の被保険者（本人）は、会社の定期健康診断またはリクルート健康保険組合が実施する人間ドックを受診した結果を特定健診の受診した結果とし、被扶養者（家族）や任意継続被保険者（本人）は、ファミリー健診または人間ドックの受診結果を特定健診の受診結果としております。年度内に複数回の健康診断を受けた場合は、一番先に受けた健康診断が特定健診となります。

安心して健診を受けていただくために

人間ドック・ファミリー健診・単独がん健診を受診される方は、ご自身の体調や感染予防対策に十分配慮した上で、ご受診いただくようお願いいたします。

- ・健診機関の入り口での体温測定、アルコール消毒、また受診中はマスクを着用するなど、医療機関指示に従い受診をしてください。
- ・発熱等、体調不良の場合は、受診を控えてください。

けんぽっぽインフォメーション

被扶養者の方の資格の再認定を実施いたします

本年度よりインターネット環境で利用できる「被扶養者資格調査システム」を導入し、Webでの手続きとなり必要書類の提出方法も、スマホの写真やPDFで添付に変更となります。

再認定対象の扶養家族^(※1)のいる被保険者ご本人へは、各社人事又は社会保険担当者より、具体的な操作方法や提出締切などメールにてご案内がごございます。

下記スケジュールで開始時期を確認いただき、メールの見落としにご注意ください。

必ず期間中に専用サイトからログインいただき手続きをお願いいたします。

【専用サイト】初回 <https://ibss.jp/portal/signup.ibss>
ID 作成後 <https://ibss.jp/portal/ibssInsuredUser.ibss>

なお、例年各社経由で健保に提出いただいております「健康保険被扶養者現況届」は、本年度より送付いたしません。

【スケジュール】 *対象保険証記号表示

8月中旬開始：25、28、80、92

9月開始予定：91

12月中旬開始予定：1、30、51、57、60、62、66、67、71、75、78、82、83、90、93

※1：2004年3月31日以前に生まれた方で、2022年3月31日までに認定を受けている方

ご注意ください！

専用サイトに一度もログインしていない場合や、必要書類をPDF等で提出していない場合は、扶養の意思がないものと判断され、被扶養者資格が削除されます。

《扶養家族が、既に就職等で他健保・国保加入の方》

健保HPより「被扶養者（異動）届」をダウンロードし、ご記入の上、保険証を添付して、会社の社会保険業務担当の方へ速やかにご返送ください。

◆再認定の実施については、厚生労働省保険局長より「保険給付の適正化の観点から、被扶養者認定の再認定を毎年実施すること」（保発第1029004号）という通達を受け、定期的に被扶養者の方々の状況を確認させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします◆

無料で受けられる歯科健診のご案内

見開きのページでは年に1度の健康チェックのご案内をしていますが、定期的な歯の健診も大切です。

歯のトラブルは、かなり進行しないと症状があらわれないものです。定期的に歯科健診を受けて、虫歯等を早期に発見すると、治療回数・治療費ともに負担は低くなりますよ！

リクルート健保では歯科健診センターが展開している無料の歯科健診をご用意しています。

【対象者】 リクルート健保の加入者の方（年齢制限なし）

【受診費用】 無料（二次検診、診察治療は有料）

【健診内容】 一般歯科健診
※無料での歯垢・歯石の除去は行われません。

【健診機関】 歯科健診センターと提携している全国の歯科医院

【申込方法】 健保のHPでご確認ください。

健康サポート → 健康チェック → 歯科健診



柔道整復師に長期受療されている方への 施術療養費通知の発送について

長期で柔道整復師の施術を受けられている方を対象として、令和4年10月頃に施術療養費通知をお送りさせていただく予定です。施術を受けていない等、実際の施術内容と相違がある場合はリクルート健保までご連絡をお願いいたします。

接骨院・整骨院は病院ではありません。

接骨院・整骨院での施術は、健康保険の使える範囲が決められています。

接骨院・整骨院で健康保険が使えると判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、全額が自己負担となります。

健康保険が使える範囲を理解して、正しくご利用ください。

また、健康保険の使える施術であっても同一部位について、医療機関の治療を受けながら、接骨院・整骨院での施術を受けることはできませんので、ご注意ください。

2022年10月1日施行 法改正について

◆紹介状なしで大病院等の受診は患者負担増

200床以上の病院の多くは、紹介状を持たずに初診で受診される場合に、診療費のほかに別途特別料金（定額負担）がかかります。

今回の法改正では、この対象となる病院が拡大するとともに、定額負担の最低額が引き上げとなります。2022年10月以降の定額負担は以下の通りです。

初診：7,000円以上（歯科で5,000円以上）

再診：3,000円以上（歯科で1,900円以上）

◆育児休業等期間中における社会保険料の免除要件の見直し

【短期間の育休の保険料免除要件】

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上の育児休業等を取得した場合にも、保険料が免除されます。

【賞与保険料の免除要件】

1カ月を超える育児休業等を取得した場合、期間中に月末が含まれる月に支給された賞与に係る保険料は免除されます。

